２　外国為替取引等取扱業者遵守基準は、次に掲げる取引又は行為に該当するかどうかを確認するために必要な事項について定めるものとする。

一　第十六条第一項及び第三項の規定に基づき主務大臣の許可を受ける義務が課された支払等

二　第十六条第五項に規定する支払等（政令で定める取引又は行為に係る支払等に限る。）

三　顧客の支払等（前二号に掲げるものに限る。）に係る為替取引

四　第二十一条第一項の規定に基づき財務大臣の許可を受ける義務が課された資本取引

五　第二十四条第一項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受ける義務が課された特定資本取引

３　外国為替取引等取扱業者は、外国為替取引等取扱業者遵守基準に従い、外国為替取引等を行わなければならない。

（指導及び助言）

第五十五条の九の三　主務大臣は、外国為替取引等が適正に行われることを確保するため必要があると認めるとき（外国為替取引等取扱業者が第十七条（第十七条の三及び第十七条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行つたと認める場合を除く。）は、外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者遵守基準に従つた外国為替取引等が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第五十五条の九の四　主務大臣は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、外国為替取引等取扱業者がなお外国為替取引等取扱業者遵守基準に違反していると認めるときは、当該外国為替取引等取扱業者に対し、外国為替取引等取扱業者遵守基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

２　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、当該勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

３　第十七条の二第二項の規定は、前項の規定による命令（第五十五条の九の二第二項第三号に掲げるものに係るものに限る。）を銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等に対してする場合について準用する。この場合において、第十七条の二第二項中「前項」とあるのは「第五十五条の九の四第二項」と、「外国為替取引」とあるのは「外国為替取引又は電子決済手段等の移転等」と読み替えるものとする。

第六十九条の六第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第二項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者」を「とき。」に改め、同項第二号中「者又は」を「とき又は」に、「輸出をした者」を「輸出をしたとき。」に改める。

第六十九条の七第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第七十条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第五号中「及び第十七条の四」を「、第十七条の四第一項及び第五十五条の九の四第三項」に改め、「外国為替取引」の下に「又は電子決済手段等の移転等」を加え、「者」を「とき。」に改め、同項第六号から第二十一号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同項第二十二号中「第二十七条第一項」の下に「（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を、「第二十八条第一項」の下に「（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十三号中「第二十七条第二項」の下に「（同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を、「第二十八条第二項」の下に「（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十四号中「第二十七条第八項（」の下に「同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合及び」を、「第二十八条第七項」の下に「（同条第八項又は第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。次号において同じ。）」を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十五号中「第二十七条第十項（」の下に「同条第十三項又は第十四項の規定によりみなして適用する場合及び」を加え、「又は特定取得をした者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「若しくは特定取得又はこれらに相当するものをしたとき。」に改め、同項第二十六号中「第四項まで」の下に「（第二十七条第十三項若しくは第十四項又は第二十八条第八項若しくは第九項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条第十四項又は第二十八条第九項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「とき」に改め、「第二十九条第五項」の下に「（第二十七条の二第六項若しくは第七項又は第二十八条の二第六項若しくは第七項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「者（第二十七条の二第六項又は第二十八条の二第六項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び第二十七条の二第七項又は第二十八条の二第七項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「とき。」に改め、同項第二十七号から第三十六号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

第七十条の二中「第十八条の六」を「第十八条の六第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第七十一条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第五十五条の五第一項」の下に「（同条第二項又は第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を加え、「者（同条第二項の規定により特定組合等が取得し、又は所有し、若しくは保有するものとみなされる場合の当該特定組合等の業務執行組合員及び同条第三項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）」を「とき。」に改め、同条第七号から第九号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第五十五条の九の四第二項の規定による命令に違反したとき。

第七十一条の二中「隠ぺいする」を「隠蔽する」に、「第十八条の六」を「第十八条の六第一項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第三条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律」を「公衆等脅迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律」に改める。

第九条第一項中「五年」を「十年」に改める。